

平成 28 年 1 月 7 日

お 客 様 各 位

共和証券株式会社

マイナンバー制度開始に伴う個人番号の提供について

拝啓 時下ますますご清祥の段、お慶び申し上げます。

平素は格別のご高配を賜り、厚く御礼申し上げます。

この度、「行政手続きにおける特定の個人を識別するための番号の利用等に関する法律」（マイナンバー法）の施行により、行政機関等に提出する特定口座年間取引報告書や支払調書等に、お客様の個人番号（マイナンバー）を記載することが義務づけられるとともに、当社が個人番号の提供を受ける際には、本人確認を行うことが義務付けられました。

そのため、当社が行政機関等に提出する書類に、お客様の個人番号を記載する必要がありますので、必ずご提供くださいますようお願い申し上げます。

個人番号をご提供いただくに当たり、当社におけるお客様の個人番号の利用目的は以下のとおりといたします。

【利用目的】

- ① 金融商品取引に関する口座開設の申請及び届出事務
- ② 金融商品取引に関する法定書類作成及び提出事務
- ③ 金融商品取引に関する振替機関等への提供事務

なお、ご提供に係る手続きにつきましては、業務委託先の「株式会社だいこう証券ビジネス」を通じて平成 27 年 12 月より順次、書類を発送しております。「個人番号提供書」に個人番号確認書類および本人確認書類を添えて、同封の返信封筒（赤羽郵便局私書箱宛て）にてご返送くださいますようお願い申し上げます。

また、今後、個人番号が変更された場合には、速やかに担当者までお知らせください。

今後とも、より一層のご愛顧のほどよろしくお願い申し上げます。

敬具